

んですが、データ自体はありません。

確かにそういう議論があるのは、私も衆議院の議事録も見ましたが、誤解であればこれを正す努力を一方ですればいい話だと思いますし、もちろん、若干あると思うんですね。しかし、広くそういう誤解が生まれるよというやなやはり根拠というものは、私はないと思うんです。

一方、この懲戒権ということを理由に虐待をするという例は具体的にかなりあるわけですから、そうであるならば、やはり虐待防止という観点から見てこれはやっぱり削除するということが必要だったと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（江田五月君） 委員の御指摘に特に反論する論理を持ってはございません。

ただ、今回は児童虐待を防止するという観点から必要限度で民法に手を入れたので、懲戒場というように規定は幾ら何でも古色蒼然として、これはもうどうにもならないんでこれを削除するというところまでは今回は行かなくてもいいんではないかと。むしろ、立証責任でいうとなくする方に立証責任があつて、そこまでこの議論が煮詰まらなかったということが残ったことだと思っております。

懲戒を置いておいたらどう、なくしたらどう、いろんなあれやこれやの議論、それを紹介することはできますが、時間の節約の方が大切かと思っております。

○井上哲士君 私、虐待をなくすということからいっても、現にやっぱり具体的ないろんな問題が出てくるわけですから、削除すべきだったということも改めて申し上げておきます。

次に、面会交流の問題でお聞きいたします。改正案で、離婚後の面会交流は子の利益だということが明確に位置付けられました。二〇一〇年の婚姻数七十二万六千件に対して、二十五万一千件が離婚しております。約三組に一組が離婚をしております、その結果、影響を受ける子が二

十四万五千人と。計算しますと、成人になるまでに親の離婚に直面する子は四・五人に一人ということにこの数でいうとなるわけですね。ですから、この子たちが成長していく上で、子の利益である面会交流が適切に行えるかどうかというのは大変大きな社会的な問題に今やなつていっているんですが、その認識はいかがでしょうか。

○国務大臣（江田五月君） そのとおりだと思います。○井上哲士君 そういう中で、この子の利益というのが位置付けられたのは大変重要だと思つてます。一方、子の利益といつても、例えば、捨てられたのではない葛藤とか、それから心の傷の克服など、広い概念もあります。

それから、いろんな実例を、家裁などの実務を見ておきますと、監護親が非常に拒否をしている下で実現していくことは、結果として子の利益にそぐわないというような判断がされる場合もあるように思つておられます。

ですから、法務省が委託した親子の面会交流を実現するための調査研究報告を見ましても、同居親、そして非同居親のアンケート調査の中でも、この子の利益というのが概念が不明確だということに言われている方が百八十六人中百十四人と大変多いわけですね。

子の利益ということについての一定の判断基準を示すことも必要ではないかと思つておられますけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣（江田五月君） まさに親子の関係は、あるいは子供の育ちは千差万別でございます、それをいろんなものを一くりにして一つの言葉で言うとするのは利益しかない。子の利益と言つたつてすぐに答えがぱつと出てくるわけじゃないというのには確かにそのとおりですが、しかし、これは場面場面に依りて、子の利益からするとここはどうかなるんだらうと、これをみんなで真剣に悩み、真剣に考えれば、答えは出てくると思っています。

子の利益というのはこれこれこうですよとハウツー物みたいにして当てはめて答えをばつと出すということよりも、むしろ困難に突き当たつたときに、子の利益とは何だろうかとかみんな悩むことからいろんな答えが出てくると。法律はそういう思いをそうした問題に直面した親であり子であり関係者の皆さんに期待をしているんだということだと思つておられます。

○井上哲士君 実務の中で積み重なってくるものもあるんだと思つておられますが、ただ、やはり同じ子の利益を言いつつながら全く正反対の結論も出たりするということもある中で、やはり関係者の皆さんがもう少し具体的ににならないのかということには是非受け止めていただきたいと思つておられます。

そこで、最高裁にお聞きするんですが、法務大臣が衆議院の議論の中でも、可能な限り家庭裁判所は親子の面会交流ができるように努める、これはこの法律の意図するところだ、家庭裁判所の調停、審判でより一層そうした方向で努力がなされることを期待しておりますという趣旨の答弁を繰り返しておられます。

それから、先ほど紹介した調査研究報告書も、例えば、年齢にもよりますが、子供が嫌と言つても実は三回、四回繰り返すうちにはうまいくのが通例で、むしろ会いたいというようになるとか、それから、面会交流の道筋を付けないと子供たちの離婚による心理的外傷は癒やされることはない等々、非常に実例を研究されてこの面会交流の重要性を浮き彫りにしていると思つておられます。かつて、裁判官、調査官で面会交流審判の実証的研究というのでもまとめられておりますけれども、私はそれよりも更に進んだいろんな知見もこの中にはあると思つておられます。

そこで、江田大臣が繰り返し強調されている今回の法改正の意図、それからこういう法務省の調査研究報告書等の内容は、家庭裁判所の中でどのように周知をされ、どのように生かされていくことになるんでしょうか。

申し上げます。

今回の法改正につきましては、これまでも法制審議会での議論であるとか、審議の状況であるとか、改正法案の趣旨、またその内容につきまして、随時各裁判所に対して周知を行つてきたところでございます。また、常日ごろより、家庭裁判所の裁判官や関係の職員につきましては、面会交流その他の家事事件の適正な処理に必要な知見を得るために研修や研究会等を実施するなどしているところでございます。このような機会を有効に活用して、今後更に法改正の趣旨を踏まえた適切な事件処理が図られるよう、必要な情報の周知に努めてまいりたいと思つておられます。

また、委員御指摘の法務省における面会交流に関する委託調査研究の成果につきましては、御指摘のとおり、非常に重要な知見が多数含まれており、今後、各裁判所への情報提供に必要に応じて検討を行つてまいりたいと思つておられます。

○井上哲士君 そういうことを踏まえて、家裁でできるだけ面会交流ができるようにするという運用が行われることを我々も期待したいわけですが、法務大臣は、それを通じて協議離婚の場合にも取決めが必要なんだという社会の常識をつくつていこうと考えていると、こういうお話でありました。ただ、もう圧倒的多数は協議離婚なわけですから、そのところに今回の法改正の意図や趣旨というものを直接伝えて促すということをする必要があると思つておられます。

衆議院の議論の中でも、例えば離婚届の用紙の体裁の工夫などの提案もありました。いろんなやり方あると思つておられます。用紙渡すときにこういう面会交流のことについてのリーフレットなり資料とか今回の法改正の意図を生かしたものを渡すとか、いろんなやり方はあると思つておられますが、この用紙の体裁の工夫については省内で協議をしたという答弁が衆議院で行われておりますが、こういう協議離婚の当事者に面会交流を促すという具体的な方策について検討の状況はいかがでしょうか。

うか。

○国務大臣(江田五月君) 衆議院の方でそうした提案もございまして、私どもの方で答弁もさせていたいただきました。これは、協議離婚の場合にも面会交流、養育費の分担など、子の監護について必要な事項を適切に取り決めることが望ましいこと、これはもう言うまでもない、今回の法改正の特に願っているところでございまして、そうした趣旨を周知をしていくことが必要だと思っております。

その周知の方法として検討状況は今どうだということでございますが、法務省のホームページに改正法の概要等を掲載するとかありますが、もう一步踏み込んで、例えば離婚の届出用紙の様式とかあるいは記載に工夫を凝らすといったこともあるかと思っております。現在そういうことについて検討をこれからして、何らかの方策を見付けていきたいと思っております。

○井上哲士君 面会交流が子の利益ということが位置付けられました。離婚後の父と母の関係がどうであれ、これはやっぱり実現をされるべきものなんですね。そういう点でいいますと、例えば児童虐待で親子分離になっていても子の利益の立場から親子再統合を目指して援助をするということも一緒だと思えます。ですから、勝手に離婚したんだから面会交流は個人的に解決しろということではなくて、やはり公的サポートが必要だと思えますけれども、この点の認識もよろしいでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 公的サポートも必要な場面があって、これは関係の省庁とも連携をしつつ検討をしてまいりたいと思っております。

ただ、何度もこれは答弁しているところでございますが、監護親が面会交流を拒否する理由として、子供を連れ去られるのではないかと、あるいはもう二度と会いたくないという葛藤がずっと続いているとか、あるいは面会交流の重要性が十分理解されていないとかといったことが基にあると思っておりますので、そうした基のところもしっかり直して

いく努力をしていかなければならないと。公的サポートもそうしたところまでやはり踏み込むことが必要だと思えますし、また公的だけではなくて地域社会におけるみんなの協力というの也要るのではないかと思っております。

○井上哲士君 そういう連れ去りなどの危惧から、それを援助するいろんなNPOとか行われております。利用した方からは好評なんですけれども、かなり費用掛かるんですね、一回一万五千から三万円ぐらい掛かるといようなお話も聞きました。ですから、経済的理由でそういう援助が受けられないで面会交流が受けられないということになったり問題でありますし、そういうところへの支援それから、アメリカのように公的なセンターというところも必要だと思っておりますが、問題は、どこが責任を持つのかということなんです。

まず、家裁はこういう調停の成立の促進とか、それから調停されたものがしっかり実施をされるという点ではどういう取組を今後行うんでしょうか。

○最高裁判所長官(代理者)(豊澤佳弘君) お答え申し上げます。

各家庭裁判所におきましては、これまでも近年の事件数の増加に対応しつつ、子の健全な成長と発達のために双方の親との継続的な交流を保持が望ましいとの、それが子の福祉にかなうという観点から、事件終局後も継続的かつ平穏な面会交流が可能となるように、できる限り当事者間での合意形成を促してきていたものと考えております。

当事者の間での合意形成を促すに際しましては、父母の離婚とその紛争下にある子供の心情を題材にした絵本であるとか、面会交流の重要性、実際に面会交流を行う際に父母が留意すべき事項等を説明するためのリーフレットやDVDなどを活用したりしておりますし、また、必要に応じて家庭裁判所の児童室で家庭裁判所調査官の立会いの下、離れた住む親と子供との面会交流の試行が行われるといったこともございます。

各家庭裁判所におきましては、今回の改正法の趣旨も踏まえ、今後ともより適正な紛争の解決に向けて努力してまいりたいと思っておりますし、また、事務総局といたしましては、そのために必要なサポートを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○井上哲士君 厚労省にお聞きするんですが、この間の答弁にありまして、養育費相談センターや母子家庭等就業・自立支援センターで、養育費とともに面会交流の相談もされております。ただ、これ向方合わせて平成二十一年度で五百二十八件という、これも答弁なんです。子供のいる夫婦の離婚の年間十四万と比しますと、これは本当に僅かな数というのが実態なわけですね。しかも、基本的には母子家庭支援という枠の中での支援です。ちょっと言葉悪く言えば、ついでにというふうな感じもあるわけですね。

やはり面会交流を求めざるを得ない多くの場合が父親だということもありませんし、母子家庭支援の枠を超えて、子の福祉の観点から面会交流問題全体を対象にしたような、そういう支援を進めるべきではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) 委員御指摘のとおり、まだ現状におきましては相談件数が全体の離婚件数に比して少ないというのはおっしゃるとおりでございますが、だんだん周知が高まるにつれ、相談に占める割合は高まってきているという実情もございまして、例えば、母子家庭等就業・自立支援センター事業の中で専門相談員による相談件数は、平成十九年度は三・六%、相談総数に対する三・六%であったわけですが、二十一年度には一・三%までなっております。伸びとしてはかなり伸びてきているという状況でございます。

また、この名前は母子家庭等と、母子家庭が冠のようになっておりますけれども、父子家庭の相談も受けているというのも一面事実でございます。

ですので、もっとも周知をしていくことによっても必要とされる方が御利用いただけるのではないかなと思っております。

ただいま現在、専門の相談員を配置していない母子家庭等就業・自立支援センターが全国百六か所のうち二十四か所まだ残っておりますので、まずはそこへの配置を進めていくことが肝要かなというふうに思っております。あわせて、やはり相談内容がいろいろ難しい面ございまして、相談員の資質向上のための対応、研修、あるいは関係機関との連携ということもしっかりと強めていく必要があるのではないかなと思っております。

いずれにしても、まずはこの面会交流について私ども、相談についての対応をしっかりとするというのをまず当面の問題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○井上哲士君 様々な努力をされていることと思えますが、先ほど申し上げたように、まだまだ全体の数からすれば一部ということがあります。私、もっと全体やっぱ視野に入れた、例えば家裁の所在地ごとという公的支援センターをつくるのかということが必要だと思っておりますが、その際に、じゃ、そこまでやる時にどのお役所が責任を持つっていくのかということがどうも必ずしも明確ではないと思うんです。

先ほど申しましたけれども、法務大臣は、官民が協力して面会交流をサポートすることは大切だ、関係省庁とも協力していきたいと、こういうことが言われましたが、是非、法務省ないし法務大臣としてイニシアチブ取っていただいて、この問題はやっぱり全体で解決をしていくように、対応していくような関係省庁会議等を設置する必要があるか、そういう更に踏み込んだ取組をお願いしたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘をしっかりと受け止めたと思っております。

○井上哲士君 やはりこの問題というのは、先ほど言いましたように、今や成人になる前に四・五